

第十九回国会 文部委員会 議 録 第十四号

(三六二)

昭和二十九年三月八日(月曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事 相川 勝六君 理事 伊藤 郷一君

理事 坂田 道太君 理事 田中 久雄君

理事 野原 覺君 理事 松平 忠久君

理事 岸田 正記君 理事 熊谷 憲一君

理事 世耕 弘一君 理事 竹尾 式君

理事 亘 四郎君 理事 喜多壯一郎君

町村 金五君 高津 正道君

山崎 始男君

出席國務大臣 文部大臣 大達 茂雄君

出席政府委員 文部事務官(初等

中等教育局長) 緒方 信一君

文部事務官(大

学術局長) 稲田 清助君

委員外の出席者 専門員 石井 昶君

専門員 横田重左衛門君

三月五日

公立学校施設建設費国庫補助に關する

請願(増田甲子七君紹介)(第三〇

二二二号)

高等学校老朽校舍改築費国庫補助等

に關する請願(増田甲子七君紹介)

(第三〇二三号)

学校給食法制定等に関する請願(山

手満男君紹介)(第三〇二四号)

私学恩給財団の国庫補助金増額に關

する請願(小金義照君紹介)(第三〇

二五五号)

同(關谷勝利君紹介)(第三一五三

号)

公立学校事務職員待遇改善に關する

請願(石山權作君紹介)(第三一五

一号)

同(山崎猛君紹介)(第三二五二号)

の審査を本委員会に付託された。

同月六日

町村教育委員会廢止に関する陳情書

外十五件(福岡県糟屋郡志免町長清

原榮三郎外三十一名)(第一五〇〇

号)

同(福岡県宗像郡河東村長薄俊一外

一名)(第一五〇一五号)

同外十八件(福岡県朝倉郡秋月町長

林卓外三十七名)(第一五〇二二号)

同外十三件(福岡県筑紫郡春日町長

森山末吉外二十七名)(第一五〇三

号)

同外十三件(福岡県糸島郡前原町長

吉村重助外二十七名)(第一五〇四

号)

同外三件(福岡県遠賀郡芦屋町長黒

山高鷹外七名)(第一五〇五五号)

同外八件(福岡県鞍手郡剣町長栗田

弥盛外十七名)(第一五〇六六号)

同外十五件(福岡県嘉穂郡桂川町長

吉田繁外三十一名)(第一五〇七

号)

同外八件(福岡県浮羽郡浮羽町長田

中紋太外十七名)(第一五〇八八号)

同外十六件(福岡県三井郡北野町長

松隈重雄外三十三名)(第一五〇九

号)

同外十八件(福岡県三潁郡城島町長

中國喜久男外三十七名)(第一五一〇

号)

同外二十二件(福岡県八女郡福島町

長中島一之介外四十五名)(第一五一

一号)

同外三件(福岡県山門郡大和町長藤

木清外七名)(第一五一二二号)

同外十三件(福岡県田川郡香春町長

秋元友治外二十七名)(第一五一三

号)

同外十五件(福岡県京都郡荳田町長

長井宅三郎外三十一名)(第一五一四

同外十七件(福岡県築上郡吉富町長

山本清外三十五名)(第一五一五

号)

公立学校施設の整備に関する陳情書

(公立学校施設整備期成同盟会

長山口果知事小沢太郎外三名)(第一

五四八号)

文教施設整備に関する陳情書(山形

県西置賜郡長井町役場内西置賜郡地

方教育委員会協議会長桑島忠一)(第

一五四九号)

同外一件(埼玉県北足立郡野町長

柏房吉外十四名)(第一五五〇号)

へき地教育振興予算に関する陳情書

(全国へき地教育振興促進期成会

長北海道知事田中敏文)(第一五五一

号)

へき地教育振興法制定に関する陳情

書(山形県西置賜郡長井町役場内西

置賜郡地方教育委員会協議会長桑島

忠一)(第一五五二号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

国立学校設置法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二四号)

〇辻委員長 これより会議を開きま

す。

国立学校設置法の一部を改正する法

律案を議題とし、審査を進めます。質

疑を許します。山崎始男君。

〇山崎(始)委員 大臣がおられませ

んから、大学局長にお尋ねいたします。

今度の法律案を見ますと、夜間大

学を五つばかり新しく設置することに

なっておりますが、従来ややもする

と、夜間大学に対して文部省は消極的

な方針をとっていらしたように思うの

であります。今五つの夜間大学を

設けられたということは、いわゆる勤

労学徒にとつての教育の機会均等の上

から申しまして非常にいいところな

ことだと思つておられます。その点

は、従来消極的であるかのごとき印象

をわれわれは受けておりますが、この

点に關して、今後はどうし、新設して

行くという方針にかつたのでござい

ます。か、どうでしょうか、その点お伺い

します。

〇稲田政府委員 お話のように、教育

の機会均等を大学教育について考え

ますと、夜間課程の充実というこ

とは非常に必要だと考えておりまし

て、従来とも文部省はそれを念願い

しておつたのであります。ただ従来基

礎となるべき昼間の学部が完成年度に

達しませんでした。夜間を

置くことの無理が相当多かつたのであ

つて、ごらんの通り今日まで十二大学

に設置いたしました。さらに五大学に

増設するという程度であります。今

後、昼間学部の充実に伴ひまして、全

国的に、また種類を考へつつ拡充いた

したい所存でございます。

〇山崎(始)委員 今回許可されてお

ります五つの夜間大学は、たくさんな

申込みの中から五つ選ばれたと思つ

ておりますが、一体全国で希望され

た土地といふものは、全体どのくらい

の数があつたのでしょうか。その点

が、いま一点は、その中から五つを特

に選ばれたということ、いろいろ、教

授陣の内容の問題あるいは地元熱意

のいかん、その他たくさん理由があ

ることだと思つておられます。その

のくわいあつて、そうしてその選考

いたしました基準と申しますか、許可

されたかという点、この点をひと

つ御説明願ひたいと思ひます。

〇稲田政府委員 今回設置を考へまし

た五校以外に、相当具体的な計画を持

つて希望せられたのが二校あるわけ

であります。さしあたりはそれだけで

ございませう。

この設置を考へますのは、第一に

地域的に、たとえば北海道、東北地

方、関東といふふうな広地域を考へ

ますと同時に、工学、経済といふよう

な学問の種類を考へまして、なるべく

第一類第七号

文部委員会議録第十四号

昭和二十九年三月八日

文部委員会議録第十四号

昭和二十九年三月八日

文部委員会議録第十四号

昭和二十九年三月八日

文部委員会議録第十四号

昭和二十九年三月八日

文部委員会議録第十四号

昭和二十九年三月八日

文部委員会議録第十四号

昭和二十九年三月八日

文部委員会議録第十四号

昭和二十九年三月八日

文部委員会議録第十四号

昭和二十九年三月八日

文部委員会議録第十四号

昭和二十九年三月八日

文部委員会議録第十四号

昭和二十九年三月八日

文部委員会議録第十四号

昭和二十九年三月八日

文部委員会議録第十四号

昭和二十九年三月八日

文部委員会議録第十四号

昭和二十九年三月八日

文部委員会議録第十四号

昭和二十九年三月八日

全国に行き渡るように順次に考えて参つております。と同時に基礎となるべき学部の実力でございまして、従いましめて、ごらんの通り今まで設置いたしましたのは、大抵歴史の長い専門学校を基礎としたものでございまして、これあたりから着手しておるような状況でございまして。

○山崎(始)委員 よく学校が新しく設置されますときには、その経費その他設備に対する地元負担とかいう問題が起るものでありますが、今度の場合そういう点に關して大体どういふふうな様子になつておりますか、その点をひとつ伺いたい。

○稲田政府委員 国立学校のことでございまして、元来これは国費のみでやる建前にいたしております。しかし地元が非常に御熱意をお持ちになつて設備をお急ぎになる場合におきましては、やはり地元の協力のあるところから先に着手する、こういうことで地元の御要求を基礎としながら御相談しております。いかなる基準ということ、われわれは必要にして最小限度の設備があればいいわけでありまして、それから、その大学の設備を基礎といたしまして、あとこのくらいあればいいということで具体的にいたしております。従いまして個々の場合におきまして地元負担の金額というものは同一でないものであります。

○山崎(始)委員 ただ私たち心配いたしますのは、せっかくつこうな学校を勤労学徒のためにつくつたのはよろしいが、教授陣の不足というか、内容が充実しないといううらみがややもすると起るのではないか、いま一つは、教授陣自体が非常な重労働、過

重の労働になる、こういう点はいささか心配ではないかと思うのですが、こういう点に關してちよつと御説明をお願いしたい。

○稲田政府委員 国立学校全般を見まして、ごらんの通りその定員は決して余裕の多いものでないのをごさいます。ただ学校当局及び文部省といたしましては、学科担任等の状況から見れば、限られた定員において教授あるいは助教の方々が力をひとしゆうして働き得るような組織に漸次かえつていくわけでありまして、従つて短期大学を設置いたします場合に、ごらんの通り多少の増員は学年進行をもつていたしております。それと同時に学部の教授陣容を漸次それに適応して改善して行くというふうなものと伴つて、お話のような懸念のないように努めたいと思つております。

○山崎(始)委員 大体わかりました。が、文部大臣途中からおいでになりましたので、文部大臣に、最初私が質問いたしましたことをお尋ねしたいと思つたのです。勤労学徒のために、教育の機会均等の上から見て、今回五つ夜間大学を許可されておりますが、従来は、ややもすると文部省は夜間大学に對して消極的な態度をとつておられた。少くとも私たちはそういうふうな印象を受けておる。ところが今回五つ新しく設置されておる。この点は非常にいいことだと実は思つておるのです。が、文部省の基本的な方針として、今後夜間大学はますますふやしてお行きになるという御方針なのかどうなのか。この点文部大臣のお氣持を聞きたい。

○大澤國務大臣 夜間大学の設置につきましては、必ずしも消極的という考

え方ではないのでありますが、ただ大学の本体になる大学自身を充実する、こういうことがどうしても先決のうちに思ひますので、この基礎になる大学の学部その他についての充実をはかりまして、そうして夜間大学は、これは教育の機会均等という点から見て望ましいことである。従つてこれを整理するとかあるいは消極的という意味ではありませぬ。ただ、地方に希望がありまして、夜間大学の設置というものは、かゝるしく進行しております。これは、大学の充実自体の方を先決に考へておる、こういうことなのであります。

○山崎(始)委員 せっかく五つのものができたのでありますから、この五つのものが有名無実にならないように、引續き内容においてもその他形態においても、今後うんと充実していただきたい。これを生みつばなしで略奪的に終らせないようにはしてもらいたい。この点が今後に残された一つの課題だろうと思つたのであります。ややもすると生みつばなしで、夜間大学だからまあまあと云々という第二次的なものの考へ方になりやすい。せっかくこういうけつこうなものが五つ新しく生みつたのでありますから、この点は生みつばなしにしないようにということを私最後に御要望申し上げて、私の質問を終ります。

○辻委員 高津君。○高津委員 今山崎委員の質問に對する御答弁を聞いたのでありますが、この国立学校設置法の一部を改正する法律案に含まれておる内容をよく見ますと、従来法律で定められておつた定員等の問題を省令や政令にゆだねる、こ

ういう内容が入つておつて、文部省の権限を強化するようになっておるのであります。そうすると、国会が公平な立場で審議してきめるべきであつたものを、文部省が自分の行政措置でかつてに動かせるようになる部分が出て来る。それですべて義務教育に對しても、中等、高等あるいは国立大学に對しても、文部省がかつてに支配し得るやうにどの法案もできており、この法案もその一つであると思つたのであります。が、文部省に對する運動の便宜のある大学、たとえば東京にある国立大学のように便宜を持つておる大学もあり、便宜の乏しい大学もあり、損をしたり得をしたりするやうな不公平な結果をこの法案は生むであらう、このやうに考へるのであります。文部大臣あるいは文部省の権限強化をこの法案によつても策しておるが、どういふところからそういうことを割出して、こういう改正案を出すのであるか、法律できまつておるものを、省令や政令に奪ひ返そうとするのであるか、その意圖をお伺いします。

○稲田政府委員 お話の点は、これはまつたく技術的問題でございまして、一つは法令の簡素化と申しますか、あるいは再検討と申しますか、先年來政府内部において検討いたしております。その理由といたしますところは、占領下にありました場合に、占領軍の各セクションごとにより、意向が違ひまして、ごらんの通り、御審議いただくまでに出て参ります法案の形態が非常に区々であつたのでございまして。今御審議願つておられます国立学校設置法であります。これは一番最初にできまして、その後において行政機

関職員定員法という各省各庁の全体の定員を総合的に網羅いたしました法律ができたのであります。その機会にあるいは廃止すべき部分であつたとも存するのではありません。當時司令部の意向等もございまして、存置して参つたのであります。その内容につきましては、一面国会におきましては、行政機関職員定員法において御審議願うわけでありまして、決してこれは政府内部にまかしたわけではない。また一面におきまして、各学校別の定員あるいは新しき事業の内容等は、予算において十分御審議願うわけにございまして、お話のようにこれを文部省にまかせ切つたということにはならぬ關係だと心得ております。

○高津委員 文部省の措置が予算を伴う場合、国会は予算案を通じて発言する機会があることはもちろんわかつておりますけれども、法律にあつたものを省令や政令にその仕事を委譲したというところは、文部大臣あるいは文部省の権限を強化したことになるであらう、そうしてそれは事務的整理だけではあるまい、こういう問に對する答へになつていないように思うが、もう一度明快なる答弁をいただきたい。

○稲田政府委員 同じ国会の会期に、同じ原因である法律の改正を二つ出す必要があるかということなでござい

ます。最初国立学校設置法が一つ出ておりましたときにこういう書き方をやつた、そのあとにおいて行政機関職員定員法が集成されて、各庁各界の職員定員まで網羅的に、総合的に一つの法律をつくつて別に御審議願つておる。その間の重複を避けるということ

考えておる次第でございます。従つて行政機関職員定員法の御審議においても、またそれに関連いたしまする予算の御審議においても、十分国会として御審議願うわけでありませう。

○辻委員長 これにて本案に対する質疑を終了するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なしと認めます。よつて質疑はこれにて終了いたしました。

ただちに討論に入ります。討論の通告も別にならうございますから、討論も省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なしと認めます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案の採決を行います。本案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○辻委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なお報告書等の提出につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なしと認め、さよう決します。

○辻委員長 この際お諮りいたします。過日の委員会において公述人の選定を行いました。公述人に決定いたしました小汀利得君、南原繁君の両君が御出席できなくなりましたので、この際両君の補欠を選定したいと存じます。よつて日本教職員組合中央執行委員長小林武君、及び朝日新聞記者

伊藤昇君の両君を公述人に選定するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なしと認め、両君を公述人に選定いたします。

○辻委員長 なお過日の委員会におきまして、教育の政治的中立に関する実情調査のため委員を派遣することに決しましたが、派遣期日は三月八日より三日間とし、派遣地区は山口県、京都府、岐阜県、青森県、岩手県、茨城県に変更したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十一時七分散会

〔参照〕

国立学校設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二四号）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年三月十日印刷

昭和二十九年三月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局